

「横断歩道マナーアップ運動」に関する申し合わせ事項

第1 目的

本運動は、自動車、二輪車・原動機付自転車の運転者及び歩行者が、交通死亡事故が多発する横断歩道及び横断歩道付近において、遵守すべき交通ルール・マナーの理解と実践を促進する啓発活動等を推進して、相互の交通安全意識を高揚させ、もって、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

第2 実施主体及び任務

1 実施主体及び事務局

本運動の実施主体は、交通事故をなくす福岡県県民運動本部とし、事務局を福岡県人づくり・県民生活部生活安全課に置く。

2 任務

実施主体は、それぞれの立場・役割に応じて次に掲げる事項を任務とし、相互に連携を図りながら本運動を推進するものとする。

(1) 福岡県（生活安全課）

ア 広報啓発活動等の企画・立案

イ 関係機関・団体及び警察との連絡・調整

(2) 関係機関・団体

ア 立場に応じた広報啓発活動の推進

イ 自治体等が実施する活動への協力 等

(3) 警察

ア 交通安全教育等の推進

イ 横断歩行者等妨害を始めとする交通指導取締り

ウ 道路管理者との連携による交通安全施設の整備

エ 交通事故に関する情報提供等、自治体、関係機関・団体の活動支援

第3 重点及び啓発事項

本運動は、次の事項を重点とし、道路の利用手段に応じた啓発事項を県民に周知する活動を推進するものとする。

1 自動車等運転者

横断歩行者がある場合の停止線での一時停止等、道路交通法第38条第1項に規定する「横断歩道等における歩行者等の優先義務」の遵守

2 歩行者

横断歩道付近における乱横断の禁止等、道路交通法第12条の規定に基づく「正しい横断歩道の利用」の実践

第4 一斉活動日等の設定

1 一斉活動日

本運動を効果的に推進するため、毎月1日（休日の場合は、休日後の直近の平日）を本運動における一斉活動日とし、相互に連携を図りながら次の活動を実施する。

(1) 県、関係機関・団体

- ア 街頭における啓発活動
- イ 街頭における歩行者の保護誘導活動
- ウ 部署内における周知活動

(2) 警察

- ア 横断歩行者等妨害を始めとする交通指導取締り
- イ 自治体等が実施する活動の支援

2 特別対策

道路横断中の歩行者が関係する交通死亡事故等の特異重大事故が発生した場合は、発生地自治体、発生地を管轄する警察署、発生地に所在する関係機関・団体等が連携し、付近住民に情報を発信して注意を呼びかける。

第5 効果検証

- 1 警察は、交通事故の発生実態を分析の上その効果を検証し、事務局に対して情報の提供及び必要な助言を行うものとする。
- 2 事務局は、警察から提供を受けた情報等を、自治体、関係機関・団体に発信し、情報の共有化を図るものとする。